

令和 7 年度第 1 回 新潟市子どもの権利推進委員会 会議概要

| | |
|-------------------|---|
| 開催日時 | 令和 7 年 1 1 月 5 日（水） 午後 1 時 3 0 分～3 時 3 0 分 |
| 会 場 | 新潟市陸上競技場 2 階 会議室 4 |
| 出席委員 | 青山委員、石井委員、太田委員、倉島委員、郷委員、中島委員、中野委員、永野委員、藤瀬委員、矢川委員 （出席 1 0 名） |
| 事務局 関係課 出席者 | こども未来部長、こども政策課長、こども家庭課長、児童相談所長・副所長、幼保運営課長、幼保支援課長、教育総務課長、学校支援課長、福祉総務課長、障がい福祉課長、こころの相談センター所長、広聴相談課長、 他 関係課担当者 |
| 傍聴者 | 1 名（報道関係者） |
| 内 容 | <p>【議事】</p> <p>(1) 令和 6 年度新潟市子どもの権利推進計画に基づく取組状況について</p> <p>資料 1 - 1 令和 6 年度新潟市子どもの権利推進計画に基づく 取組状況について</p> <p>資料 1 - 2 子どもの権利推進計画 関連事業一覧</p> <p>○事務局より、各資料に基づき説明を行いました。</p> <p>○委員からは、次の意見・質問がありました。</p> <p>(藤瀬会長)</p> <p>わかりやすい説明ありがとうございました。推進計画の取組状況について、ただいまのご説明につきまして、質問ご意見をお伺いしたいと思います。せっかくの機会ですので、委員の皆様ご発言いただければと思います。</p> <p>私の方から一つ質問をさせていただきますが、よろしいでしょうか。</p> <p>スライド 12 になりますが、指標に基づく進行管理の状況の部分で計画全体の指標、括弧書きのところ、大切にされているものはないと回答した割合を控除と書いてあるのはどういう意味なのか少しご説明をいただき、この数字の意味を捉えたいと思います。</p> <p>(事務局)</p> <p>アンケートの回答の中で、とても大切にされていると思う、まあまあ大切にされていると思う、あまり大切にされていないと思う、全く大切にされていないと思う、そして最後の選択としてわからないというのがありましたので、そこを控除したものと思います。</p> |

(藤瀬会長)

ということは、とても大切されている、まあまあ大切にされている全く大切にされていない、わからない、の4択でわからないを控除した方がいいです。もし修正が必要でありましたら、ご検討いただければと思います。

(事務局)

補足させていただきますと、現在大切にされているものはないということで、ないという回答したものを控除した数字を載せています。令和4年度が69.6%、令和5年度が68.6%、令和6年度のところが73.1と書いていますが、こちらの数字は訂正が必要でした。控除していない数字が73.1%ということですので、令和4年度令和5年度と同じように控除いたしますと71.7%という数値になりますので、資料の令和6年度の数字、資料の方が誤っておりました。従いまして、大切にされているものはないというものを控除した令和6年度の数字は正しくは71.7%ということになります。大変申し訳ございませんでした。

(藤瀬会長)

はい、ありがとうございます。手短かだと思いますが、もし大切にされているものはないと回答した割合が令和6年だけでも結構ですが、ちょっとご紹介いただけますか。

(事務局)

ご紹介させていただきます。大切にされているものはないと回答した数値は、令和4年度が8.2%、令和5年度が7.2%、令和6年度が6.7%ということで、大切にされているものはないとお答えになられた方は若干ではありますが年々減少しているということです。

(藤瀬会長)

はい、どうもありがとうございます。

委員の皆様、他にいかがでしょうか？ご質問でもご意見でも結構でございます。

(青山委員)

今のところと同じ進行管理の状況ですが、新潟市子ども条例を知っているかというこのアンケートを、子どもたちに対しては学校へお願いしてのアンケートだったと思うのですが、おとなはどういった人を対象にしたアンケー

トだったのでしょうか？

というのが一つと、不安や悩みを相談できる相手が「いる」と回答した子どもの割合というところで、アンケートがどういう項目だったかがわからないので、これはおとなにそういう相手がいるっていうものだったのか、子ども同士でというか、相談相手がいるよっていうところだったのか、分かれば教えていただければと思うのですが。

(藤瀬会長)

はい、ありがとうございました。

それでは2点ご質問ございました。1点目、スライド12おとなへのアンケートの対象がどういう方に認められるというところからお願いいたします。

(事務局)

おとなの方のアンケートですが、イベントでアンケートしたもの、WEBでアンケートをしたものとなります。イベントでは子どもの権利月間に合わせてイオンモールでイベントをやりまして、その際にアンケートをさせていただきました。あとはフリーペーパーのassh、新潟市の公式LINE、そういったところでアンケートを呼びかけて、イベントで63件、WEBで351件計414件の回答をいただいています。

2点目のお子さんの相談できる相手がいるということの、その対象ですが、対象としましては親、親以外のおとな祖父母、兄弟姉妹、友達、担任の先生など、複数回答で回答をいただいています。

(藤瀬会長)

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

はい、永野委員お願いいたします。

(永野委員)

スライド戻りまして、4番目のスライドですが、子ども2人を連れて、新潟市子ども創造センターのイベントにお邪魔させていただきました。

「ここうさ」が来た時はすごく盛況で、うちの子どもたちもタッチしたいと言って見に行きました。結構混んでいたもので、裏側でやっていたイベントとして、鯉のぼりの塗り絵みたいな制作活動があって、そちらの方で時間調整のために「ここうさ」が空くのを待っていました。多分30分ぐらいの握手会ですぐ終わってしまって、戻った時にはもうすでに「ここうさ」が終わっていました。もし可能だったらもうちょっと時間の延長とか、多分着ぐるみの中の体調とかそういうのはあるかもしれないのですが、検討をしていた

だいてもいいのかなと、一意見でした。

ベルティグッズという話が出ていましたけど、こどもが普段の日常生活で使えるような学校だと鉛筆とか、マスクとかそういったノベルティグッズがあると歩く広告じゃないですけど、口コミでこどもたちの中でも広報活動が担えるかなというのが参加しての意見でした。

(藤瀬会長)

はい、ありがとうございました。

では、事務局からお願いします。

(事務局)

今年度のノベルティグッズを紹介します。新たにノベルティグッズを月間イベントに合わせて作成しています。主に幼児向けということで、ここうさのシールです。裏には相談室の連絡先、場所や相談の時間など詳細を書かせていただいて、イベントでおとなやこども双方に、配布し周知をしています。

小学生向けとして自由帳、表はここうさを入れ、興味を引くようなデザインとしながら、裏面は子ども条例の概要と、こころのレスキュー隊の紹介で、こういった事例でご相談してくださいとか、どんな気持ちで困っています、みなさんの気持ちを聞かせてください。というようなメッセージを入れ、作成しているところです。

中学生や高校生、おとなになってくるともうちょっとシンプルな、日常使いしやすい付箋を用意し、これから始まるフォーラムやいろいろなところで使わせていただくということで予定しています。

(藤瀬会長)

はい、ありがとうございます。

(事務局)

今年是这样い形で予算の関係があり、数に限りはありますが、少しずつでも子ども条例、子どもの権利というものが普及啓発できるように取り組んでいるところです。

ちなみに昨年度は定規も作ってまして、イオンではそちらも配布して、普段学校で使っている筆箱などに入れてもらえるといいなという思いでやっています。それから、「ここうさ」の着ぐるみの方ですが、大変がっかりさせてしまったようで申し訳ございません。アナウンスもちょっと足りなかったのかなと思いますので、何時と何時に出演の機会がありますとか、もう

少しこまめな周知をすべきだったと思います。引き続き普及啓発をできるように、「ここうさ」も横越中学校の生徒さんが一生懸命考えてくれたデザインですので、それを実現、具現化したということで、子どもたちの社会参加にもつながるものだと思いますし、このキャラクターの決定についても、こどもの権利相談室の愛称の決定についても、子どもたちが投票で選んだというところで、多くの子どもたちから社会に参加していただいたということで、また引き続きそういった子どもたちの思いを大切にできるような取り組みを、展開していきたいと思っています。

(藤瀬会長)

ありがとうございます。貴重なご意見、今後につなげていただければと思います。

それでは、中島委員からご質問があるようですので、中島委員お願いいたします。

(中島委員)

はい、ありがとうございます。認知度の調査が少しずつでも上がったとか、子どもたちの心の状況が少し改善しているということが分かりまして、担当している職員の皆様の活動とかもありがたいなと思っています。

質問なのですが、認知度調査の対象のこどもは主に学校に通っているこどもなのかなと思ったのですが、学校に通っていない子どもたちに対しては、どうアプローチしているか？または今のところできていないのか？という質問と、要望としまして、可能でしたら先ほどのアンケートの内容や回答を全て共有いただけると、例えば対象が誰で何人参加して何割改良したのかとか、そういったことがもうちょっと分かると。抜粋していただけて見やすいのですが、全て共有していただける範囲で、今後あったらいいなと思いました。以上です。

(藤瀬会長)

はい、ありがとうございます。1点のご要望、アンケート等は全体像が見えるように回答の対象とか回答数とかですね、全て共有していただけるとありがたいということと、それからご質問について学校に通っていないこどもが対象となっているか、あるいはそういう子どもたちへのアプローチは現状どうかということでした。

それでは事務局からよろしくお願いいたします。

(事務局)

実際の不登校の生徒、どなたが不登校の生徒というところは承知していませんが、アンケートの取得方法については、学校で普段使っていますタブレ

ットを通じてアンケートを回収していますので、不登校の生徒もタブレットが見られる環境下であれば、回答をいただいているものと理解しています。

ただし、不登校の生徒と学校に通われている生徒と切り分けはできない状況になっていますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、アンケートの細かい数字につきましては、非公表にすべきものではございませんので、後で情報共有させていただきたいと思っています。

(藤瀬会長)

ありがとうございます。それではまだまだお伺いしたいところではあるのですが、時間の制約もございますので、ご意見等ございましたら、ペーパー等でお寄せいただくということにしまして、次の議題に移らせていただきたいと思います。

(2) ですね。子ども条例に係る周知・啓発及び意見表明等の取組状況について、という議題に移りたいと思います。引き続き事務局からご説明をお願いいたします。

(2) 子ども条例に係る周知・啓発及び意見表明等の取組状況について

資料2-1 子どもの権利推進に係る令和7年度の取組（予定及び実績）

資料2-1別紙 新潟市子ども条例フォーラム ポスター

資料2-2 令和7年度中学生による意見交換会について

資料2-3 令和7年度小学生による「にいがた子どもサミット」について

○事務局より、各資料に基づき説明を行いました。

○委員からは、次の意見・質問がありました。

(藤瀬会長)

はい、ありがとうございます。それでは資料2の1、2の2、2の3につきまして説明がありましたが、皆様からご質問、ご意見、ご要望などありましたら出していただきたいと思います。

かなり情報量が多いですので、どこからどのようにというところの戸惑いもあるかもしれませんが、些細なことでも結構ですので、感想でも結構ですし、どうぞ遠慮なくご確認ください。はい、中野委員お願いいたします。

(中野委員)

資料2の1の裏書、意見表明・社会参加の下から2番目4の「こどもの意見をくみとるファシリテーターの育成」というところなんですけど、先ほどの資料1-1のスライド10のところにもこどもの意見をくみとるファシリテーターの育成とありました。これは連続講座4回実施されたということなんですけど、実際に何名ぐらいの方が参加されて、今後どういったところで、この

方たちが活動されるのちちょっとお聞きしたいと思います。

(事務局)

ご質問ありがとうございました。正確な参加人数を承知しておらないんですが、昨年度うちの職員も出席しておりました、20名から30名ぐらいの規模感だったという記憶ではあるんですが。

(藤瀬会長)

そこでの研修の成果を、例えばどんな場面で活かしていかれる予測と申しますか、お分かりのところはありますか？

(事務局)

資料の1-2に記載していましたが、26分の26ページというところですが、項番216です。右から2番目の欄、令和6年度実績です。1回目が20名の参加、2回目が16名ということで、その他高校で2回、中学校で1回ということで記載等があります。参加人数のところもございまして。第1回目の子ども意見表明ファシリテーター養成講座受講者は10人。高校生2人、中学生12人。地域コミュニティ協議会が3人というようなことでした。

例えばコミ協さんの参加者であれば、地域の中で子どもたちと関わり合いのあるイベントですとか事業をする中で、こどもの意見をくみとりやすくするような形で勉強していただいたというところですし、高校生とか中学生というところについては、ご自身の意見を言ってもいいんだな、というところを学びながら、おとなと一緒に地域の活動を行ったり、まちづくりに向けて取り組みを進めていこうというところで、こういった経験が活かされるのではないかなというふうに認識しています。

(中野委員)

ありがとうございます。これは昨年の実績で、今年度もだいたいこのような感じということですかね。

(事務局)

その様です。

(中野委員)

中学生とか高校生も参加しているのですが、実際の募集というのは、学校

で募集をかけるということがあったということでしょうか。

(事務局)

細かいところご説明できなくて大変申し訳ございませんが、おそらく学校に個別にお願いしているか、あとは区の事業ですので、区だよりなどでも周知をして募集しているものというふうに考えています。

(中野委員)

そうですね。中央区のことですね。ありがとうございました。

(藤瀬会長)

はい、ありがとうございました。ほかは、郷委員お願いいたします。

(郷委員)

今の講座、中央区地域課のまちづくりパートナーシップ事業の2回目に参加しまして、中央区の住民ではないのでゲスト参加みたいな、この16人の中の1人と思いました。

みらいず worksさんが事業を進行していて、鳥屋野中学校とその校区の地域コミュニティ協議会がワークショップを行うなどしていました。参加した16名は、学生さんだったり、社会人だったり、お一人は阿賀野市の高校の教員をされている方が参加していたり、本当に多様な意見が出ていて楽しい講座だったなという風に記憶しております。

これとは別に一つお聞きしたいのですが、資料2の1の「2周知・啓発キャンペーンの実施」が書かれていて、7月中旬に小中学校へ子ども条例をデータで送ったってことは、子どもたちのタブレットに流したということなのでしょうね。学校の方では流された時に、冒頭に見せていただいたショート動画を一緒に流してもらうとか、そういった取り組みがお声がけされているのか。子どもたちに、ただパンフレットがポンポンと送り込まれただけでは、周知・啓発というところでは少し弱いかなと。確か1年目もそんな意見が出ていたと思うのですが。

ある小学校では、給食の時間に全校で、市のホームページからのショート動画を流して、全員にこんなことがありますよと周知しているという話を耳にしたのです。紙で見ると、先生が大事なことから一緒に見ようねと言って、動画をみんなで見るという事とでは入ってくるものが少し違うかなという風に思っているのですが、ぜひ学校も忙しいと思いますが、そういったお声

かけとか、お願いとかをしていただけるとありがたいなと思いました。資料に幼稚園などにお声がけをお願いしたと記載があったなと思ったのですが、小学校や中学校現場でもお願いしていいなと思いました。

(藤瀬会長)

はい、ありがとうございます。せっかく作った素材ですからね。うまく活用していただければいいかと思いますが、このことについて、事務局何かおありですか？ はい、お願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。今ほどのご意見のとおり、学校によっては校長先生が全校朝会で紹介して、動画を流して説明したいという学校もごさいます。タブレットの方に教育委員会から格納していただいたのですが、その際もただタブレットの中に入っているではなくて、今年度は、こういう風な形で読み原稿も担任の先生あてにつけて、依頼をしたのですが、これからも今ほどの話のように、動画とかをPRしながら子どもたちがより目に触れやすいように考えていきたいと思います。

(郷委員)

資料の隣の枠に、市内保育園、こども園等へ動画の活用を依頼と書いてあるので、ぜひこの動画の活用をお願いします。

(藤瀬会長)

ご要望もございました。ありがとうございます。それではまだあるかもしれないのですが、次に進めさせていただきます。

それでは3点目の議事、子どもの件に相談室の運用状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

(3) 子どもの権利相談室の運用状況について

資料3 子どもの権利相談室の運用状況について

○事務局より、各資料に基づき説明を行いました。

○委員からは、次の意見・質問がありました。

(藤瀬会長)

ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまの子どもの権利相談室の運用等につきましてのご説明に対して、ご質問ご意見がありましたら、どうぞお手上げください。

(石井委員)

詳細な報告ありがとうございます。スライド 15、16 で令和 6 年、7 年となっていますが、年度を決めていらっしゃいますか？ どのような単位でこれを使っていらっしゃいますか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。年度ごとの仕切りになっています。本来ならば令和 6 年度の報告書を 8 月からではありますが、それを今取りまとめているところで、年内には何とか出せたらと思っています。

令和 7 年度については、来年度にずれ込むと思いますが、早い段階で年度のまとめという形で出すように区別をしていきたいと、対応を考えているところです。

(石井委員)

初年度が令和 6 年の 8 月から 7 年の 7 月？

(事務局)

会計年度で切るということでしたので、当初そういう話も救済委員からはあったのですが、令和 6 年度は 8 月から 3 月で切って、令和 7 年度は 4 月から 3 月までで切るという方向で今進めています。

(石井委員)

気になったのは、救済委員の活動報告は毎年出さなければいけないという条例上の文言になっていたと思うのですが、出ていないなというのは感じたところで、出される予定という話ではお聞きしているのですが、その場合どのような形での対応かなのですが、令和 6 年 8 月から令和 7 年 3 月までで、今年中には出るということですね。

(事務局)

その予定になっています。

(藤瀬会長)

ありがとうございます。その他いかがでしょうか？

倉島委員お願いいたします。

(倉島委員)

はい、調査いろいろと大変だと思います、ありがとうございます。

先ほどもあったのですが、こどもからタブレットでの相談が多くなっているというところで、相談してきたお子さんが、直接やり取りができないという状況は問題なのかなと思って聞いていましたので、メールアドレスができないというところもあると思うのですが、工夫して直接やり取りができるという方向に考えていらっしゃるのであれば、教えていただきたいというところと、こういった相談の窓口がいろいろ使われている中で、実際にいじめ、虐待や自殺などの件数に関わってくると思うのですが、そのところは状況的にどういった感じで減ってきているのかどうか？数字があれば、お示しいただくとありがたいなと思いました。よろしくをお願いします。

(事務局)

はい、ありがとうございます。

今のWEBフォームに関するやり取りができるようにということについては、開設当初から、例えばLINEみたいなものでの相談、これは今いろいろな相談機関で使われているところではありますが、勤務状況などから、即時に返事を出さなければいけないとか、実際にLINEができる子どもたちがどれくらいのところかということも含めて、今のところ導入はしていません。もう一つは、LINE機能の中のチャット機能があるということも検討に上がっていたのですが、これもLINEがなければだめだなということで、独自に市でチャットのような機能のものが導入できれば、今言ったようなものはある程度解決できるかもしれないのですが、具体的にまだそういったところの検討には入ってなくて、この時期相談が増えてきたので、今後また課でも話題とさせていただいて、次年度に向けてというか今後に向けて検討を進めていくような段階になっています。

相談に対する成果に関わるものですが、相談が増えてきたことが成果なのか、減ってきたことが成果なのかというのは非常に難しいところかと思えます。今お示している数字を見る限りでは、方法は去年とだいたい同じような、増える時期も同じような形になっています。相談については、先ほど申し上げたように、ちょっとしたきっかけで、例えば教育委員会の性被害アンケー

トに相談室の連絡先を記載すると、それを目にしてじゃあ連絡してみようかのような、きっかけによって多く出てきていますし、あとは実際に相談案件を受けて、相談によって好転したというような事例についてもいくつか報告は受けています。

私は直接にそれを受けていないのですが、昨年度の記録などを見るにつけて、最後にありがとうございますと言ってもらえたから良かったみたいなのもあるのですが、どこに根っこがあるのかによって一概に何が解決とは言えないのですが、児童相談所や若者支援センターのオールなどの関係機関と連携して、継続的な支援のつながりを作ることができた。そういった形での成果というものはありますし、あとは、短い単発の相談でも、話を聞いてもらうだけでこどもが安心していくというような、そういった事案もあると聞いておりますので、非常にニーズはあるなと思いますし、実際に対応されている救済委員をはじめ相談・調査専門員の動きを見ていますと、この取り組みは大変有益なものではあるなというのは、事務局として感じているところです。答えになっていませんが、申し訳ありません。

(太田委員)

相談室があるのは、本当に子どもたちにとっては安心だろうなというように思っています。この中でもし分かるのであれば、例えば面談6件とかいうようになっていますが、何歳ぐらいのこどもが来ているのかとか、小さくて来られないとか、中高生なのか。あるいは啓発のところにも関係すると思いますが、8区ある中のどこの区からの相談が多いとか、それは周知だけの問題ではないかもしれませんが、そういったところも統計で出してもらえるといいのかなと感じました。今もし分かるのであれば少し教えていただきたいなと思います。

(事務局)

区ごとの集計は取っていないのです。実際に面談等につながると、名前であったり、連絡先であったり、住所も分かたりしますので、そういったところにつながることはあります。

面談に関してですが、最初から面談というのは基本的にはありません。最初は電話やメール、相談フォームから来て、そこで、じゃあ会ってお話をしましょうという形になっています。面談で子供だけが来る面談というのは基本的にはないかなと思っています。全くない訳ではないですが、だいたい保護者から連絡が来て保護者が面談に来る。その時にこどもを連れてきていた

だくという面談のパターンが一番多いです。

こどもの場合は面談に一人で来るというよりは、電話やメールで何度もやり取りをするとか、あとは学校に来てほしいということで、現在動いている案件も全てこどもに関しては、中学校と小学校に救済委員と相談・調査専門員が出向いて、学校を会場に面談をするという形になっています。ですので、その後に親御さんと一緒に相談室に来て、面談していただくということもありますが、実際には来所とは言いますが、突然飛び込みで相談に来るとするのは、今のところないと捉えています。

(藤瀬会長)

ありがとうございました。それでは意見交換もつきないところでございますが、そろそろ予定していた時刻を迎えますので、皆さん、まだ意見質問おありかと思っておりますので、事務局が用意してくださった「意見・質問書」がございますので、ご意見をお寄せいただくと次につながるかと思っております。どうぞ協力ください。

はい、それでは本日の議事はここまでとさせていただきます。皆様もご協力ありがとうございました。では、進行を事務局にお返しいたします。お願いいたします。